

カードローン(当座貸越)規定

保証会社の保証にもとづいて、私(以下「申込人」という。)が株式会社千葉興業銀行(以下、「銀行」という。)と行う当座貸越(カードローン)取引は、この規定の定めるところによります。

第1条(契約の成立)

1. 本契約は申込人から申込を銀行が承諾し、銀行がカードローン専用口座を開設した時に成立するものとします。ただし、申込人が本取引を開始するためには、銀行所定の手続きが必要となります。
2. 本取引による個別の借入契約は、銀行からの金銭の交付の都度、個別に成立するものとします。

第2条(取引方法)

1. この取引は当座貸越のみとし、小切手・手形の振出しあるいは引受け、公共料金等の自動支払は行わないものとします。
2. 申込人は、別に定める場合を除き、ローンカードを使用して当座貸越による貸越金の支払いを受けるものとします。
3. ローンカード、現金自動預入支払機の取扱いについては、別に定めるローンカード規定によるものとします。

第3条(取引期間)

1. 申込人がこの取引にもとづきローンカードを使用して当座貸越を受けられる期間(以下「カード取引期間」といいます)は、契約成立日から、その1年後の応答日に属する月の月末日(銀行休業日の場合はその翌営業日。以下「期限」といいます)までとします。ただし、期限までに申込人または銀行から期限を延長しない旨の申出がない場合には、カード取引期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様としますが、期限の日に申込人の年齢が下表の年齢に達しているときは、延長しないものとします。
2. 期限までに申込人または銀行から期限の延長をしない旨の申出がなされた場合、および期限の日に申込人の年齢が下表の年齢に達している場合は、次のとおりとします。
 - (1) 期限の翌日以降、このローンカードを使用した取引による当座貸越はうけられないものとします。
 - (2) 貸越元利金がある場合は本契約の定めに従い返済し、貸越元利金が完済された場合にこの取引は当然に解約されるものとします。
 - (3) 期限の日に貸越元利金がない場合は、この取引は当然に解約されるものとします。

保証会社	年齢
株式会社 オリентコーポレーション (以下「オリコ」という。)	満 60 歳
アイフル 株式会社 (以下「アイフル」という。)	満 71 歳
SMBC コンシューマーファイナンス株式会社 (以下「SMBC」という。)	満 71 歳

第 4 条（貸越極度額）

1. 貸越極度額は、銀行および保証会社が審査のうえ決定し、申込人に通知します。ただし、当座貸越極度額は申込人の希望貸越極度額内とし、希望貸越極度額と異なる場合は、銀行は申込人に通知するものとします。
2. 利息の組み入れにより貸越極度額を超える場合にも、この規定の各条項が適用されるものとします。
3. 銀行は、前 1 項の規定にかかわらず本契約成立後は銀行の所定審査により貸越極度額を減額あるいは貸越の中止をできるものとします。この場合、銀行は変更後の貸越極度額および変更日を申込人に通知するものとします。
4. 銀行は、前 1 項の規定にかかわらず銀行が債権保全上必要と認めたときおよび相続が発生したときは、申込人に通知することなく貸越極度額を減額あるいは新たな貸越を中止することができるものとします。
5. 前 3 項および 4 項の規定により貸越極度額の減額あるいは貸越の中止を行った後、当該事由が解消されたことが認められた場合は、申込人に通知することなく貸越極度額を増額し、また、新たな貸越中止の解除をすることができるものとします。
6. 申込人の依頼に基づき、かつ銀行が所定の審査のうえ適当と認めた場合には、貸越極度額を増額できるものとします。
7. 銀行が所定の審査のうえ適当と認めた場合には、貸越極度額を増額できるものとします。ただし、申込人が貸越極度額の増額を希望しない場合には、増額を中止することができます。

第 5 条（利息、損害金）

1. 当座貸越元金に対する利息（保証会社の保証料を含む年率）の付利単位等は下表の通りとし、銀行所定の利率または銀行が申込人に対して適用する利率・計算方法によって計算のうえ、貸越元金に組み入れるものとします。利息の計算は、毎日の貸越最終残高の合計額×利率÷365 の算式により行うものとします。

保証会社	商品名	利息元加日	付利単位	付利最低残高
オリコ	カードローンリリーフ	毎月 10 日	100 円	100 円
アイフル	あんしんアップ 口座振替タイプ			1,000 円
	あんしんアップ ATM・店頭入金タイプ	毎月 26 日		
SMBC	ちば興銀カードローン：）【すまいる】	毎月 10 日	100 円	1,000 円

2. 申込人が銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、下表の通りとします。（年 365 日の日割計算）

保証会社	商品名	損害金の割合
オリコ	カードローンリリーフ	年 18.0%
アイフル	あんしんアップ	貸越利率と同率
SMBC	ちば興銀カードローン：）【すまいる】	貸越利率と同率

3. 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は、貸越金の利息および損害金の割合を、一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。この場合、銀行の本支店の店頭への表示その他相当な方法で公表することにより申込人に告知するものとし、申込人への個別の通知は不要とします。

第 6 条（約定返済等）

1. この取引に基づく毎月の当座貸越金の返済（以下「約定返済」という）は、申込人が次の各号のいずれかの方法を選択して銀行に届出た方法によるものとします。

- （1）カードローンリリーフおよびあんしんアップ『口座振替タイプ』およびちば興銀カードローン：）【すまいる】の場合

申込人があらかじめ指定した返済用預金口座に約定返済金額以上の金銭を入金し、毎月 10 日（銀行が休業日の場合は翌営業日）に口座振替により約定返済に充当する方法。

- （2）あんしんアップ『ATM・店頭入金タイプ』の場合

約定返済期間（毎月 1～26 日。26 日が銀行休業日の場合は翌日）内に、銀行の ATM もしくは銀行が提携する企業または金融機関のうち銀行が利用を認めた ATM から、約定返済金額以上の金銭を当座貸越専用口座へ直接入金する方法、および申込人が直接銀行の店頭でカードを提示して当座貸越専用口座へ入金する方法。なお、約定返済期日翌日から当月末日までの入金については、第 8 条の随時返済とみなし次回約定返済日は更新されません。

2. 毎月の約定返済額は、以下のカードローン商品に応じた方法とする。

- （1）カードローンリリーフの場合

- ① 約定返済は、当該約定返済日の属する月の前月 10 日（銀行が休業日の場合は翌営業日）時点の貸越残高に応じて、次のとおり返済するものとします。

前月 10 日のご利用残高	毎月の約定返済額
1 万円未満	<u>残高の全額（利息含む）</u>
1 万円以上 50 万円以下	1 万円
50 万円超 100 万円以下	2 万円
100 万円超 200 万円以下	3 万円
200 万円超 300 万円以下	5 万円
300 万円超 400 万円以下	7 万円
400 万円超 500 万円以下	9 万円
500 万円超	10 万円

ただし、貸越残高発生の使用初日が 10 日の場合は（完済後、再貸出を含む）、初回約定返済日は翌々月の約定返済日とし、返済額は上記のとおりとします。

- ② 利息・遅延損害金と約定返済日前日における当座貸越残高の合計額が前項に定める約定返済額に満たない場合には、約定返済日前日における当座貸越残高の全額、および利息・遅延損害金を返済するものとします。

（2）あんしんアップおよびちば興銀カードローン：）【すまいる】の場合

- ① 約定返済は当該約定返済日の属する月の前月の末日時点の貸越残高に応じて、次のとおり返済するものとします。ただし、約定返済方法が A T M ・店頭入金タイプの場合は、各回の約定返済額は最小の金額であり、それを越える金額の返済も随時行えるものとします。

前月末日のご利用残高	毎月の約定返済額
2,000 円未満	<u>残高の全額（利息含む）</u>
2,000 円以上 10 万円以下	2,000 円
10 万円超 30 万円以下	5,000 円
30 万円超 50 万円以下	10,000 円
50 万円超 100 万円以下	15,000 円
100 万円超 150 万円以下	20,000 円
150 万円超 200 万円以下	25,000 円
200 万円超 300 万円以下	30,000 円
300 万円超 400 万円以下	40,000 円
400 万円超 500 万円以下	50,000 円
500 万円超 600 万円以下	60,000 円
600 万円超 700 万円以下	70,000 円
700 万円超 800 万円以下	80,000 円
800 万円超 900 万円以下	90,000 円
900 万円超 1,000 万円以下	100,000 円

- ② 約定返済方法があんしんアップＡＴＭ・店頭入金タイプでかつ前月末日の貸越残高が 2,000 円未満の場合の約定返済額は、前月末日の貸越残高の百円単位を切り捨てた千円単位の金額となります。
- ③ 約定返済時点における貸越残高が約定返済額に満たない場合は、約定返済時点における貸越残高の全額を返済するものとします。ただし、約定返済方法があんしんアップＡＴＭ・店頭入金タイプの場合は、約定返済額は約定返済時点における貸越残高の百円単位を切り捨てた千円単位の金額となります。

第 7 条（自動引落し）

- 1. 前 6 条による返済は、自動引落しの方法に申込人はカードローン取引契約書において指定した返済用預金口座（以下「返済用預金口座」という）に毎月約定返済日までに返済金相当額を預入れするものとし、銀行は約定返済日に小切手または通帳および請求書なしで引落のうえ返済にあてるものとします。また、万一預入が遅延した場合には、預入後いつでも銀行は同様の処理ができるものとします。
- 2. 返済用預金口座の残高が約定返済相当額に満たない場合には、銀行はその一部の返済に充てる取引は行わないものとします。この場合、約定返済額相当額が全額返済されるまで当座貸越の利用を一時中止されても異議を述べないものとします。
- 3. 同日中に第 5 条および第 6 条に定める債務の返済金の自動引落しと返済用預金口座を引落し口座とする預金口座振替請求書にもとづく請求金額の自動引落しが重なった場合、その引落し金額の合計が返済用預金口座から払出す金額（返済用預金口座に総合口座取引規定にもとづく当座貸越契約がある場合には、その当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超えるとときは、そのいずれを引落すかは銀行の任意とします。
- 4. あんしんアップの約定返済方法がＡＴＭ・店頭入金タイプの場合、前 6 条 1 項 2 号による返済方法に限ります。

第 8 条（随時返済）

- 1. 申込人は、第 6 条による約定返済のほか、随時任意の金額を返済することができるものとします。
- 2. 前項の随時返済は第 7 条の自動引落しによらず、申込人が直接銀行の店頭でローンカードを提示のうえ当座貸越専用口座に入金する方法により行うものとします。
- 3. 前項に定めるほか、ローンカードを使用し銀行の ATM もしくは銀行が提携する企業または金融機関の ATM のうち銀行が利用を認めた ATM から当座貸越専用口座に入金する方法により随時返済を行うこともできるものとします。ただし、約定返済が遅延している場合は、約定返済を優先し残金がある場合は残金を随時返済の取扱いとします。
- 4. 本条第 2 項および第 3 項に定めるほか、カードローンリリーフおよびあんしんアッ

プロ座振替タイプおよびちば興銀カードローン：）【すまいる】は、インターネットバンキングでの入金手続きにより随時返済を行うことができるものとします。ただし、約定返済が遅延している場合は、約定返済を優先し残金がある場合は残金を随時返済の取扱いとします。

5. 随時返済を行った場合においても、第 6 条に定める約定返済は規定どおり行うものとします。

第 9 条（諸費用の自動引落し）

このカードローン取引に関し申込人が負担すべき印紙代等の費用は、銀行が所定の日に返済用預金口座から通帳および請求書なしで引落しのうえ、費用の支払に充当できるものとします。

第 10 条（期限の利益の喪失）

1. 申込人について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、申込人は銀行から通知催告等がなくてもこの取引にもとづく貸越元金について当然に期限の利益を失い、ただちに債務を返済するものとします。
 - （1）支払の停止または破産、民事再生もしくは競売の申立があったとき。
 - （2）電子交換所または電子債権記録機関の取引停止処分をうけたとき。
 - （3）申込人の銀行に対する預金その他銀行または保証人である保証会社に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - （4）第 6 条に定める返済を遅延し、銀行から督促をうけても次の返済日までに元利金（損害金を含む）を返済しなかったとき。
 - （5）住所変更の届出を怠るなど申込人の責めに帰すべき事由によって銀行に申込人の所在が不明となったとき。
 - （6）保証会社から保証の中止または解約の申し立てがあったとき。
2. 次の各場合には、銀行の請求によってこの取引によるいっさいの債務は期限の利益を失い、ただちに債務を返済するものとします。
 - （1）申込人が銀行または保証会社との取引約定の一つにでも違反したとき。
 - （2）申込人が銀行に対する債務の一つでも期限に弁済しなかったとき。
 - （3）この取引に関し、申込人が銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - （4）前各号のほか債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第 11 条（反社会的勢力の排除）

1. 申込人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - （1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 申込人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為は行わないことを確約いたします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 申込人が、暴力団員等もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、申込人と取引を継続することが不適切である場合には、申込人は、銀行から請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
4. 前項の規定の適用により、申込人に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、申込人がその損害賠償責任を負うものとします。
5. 第 3 項の規定により、申込人の銀行に対するいっさいの債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

第 12 条（中止、解約）

- 1. 申込人が第 11 条各項各号の一つに該当したとき、金融情勢の著しい変化があるとき、その他相当の事由があるときは、期限前といえども銀行はいつでも貸越極度額を減額、貸越の中止またはこの取引を解約することができるものとします。
- 2. 申込人はいつでもこの取引を解約することができるものとします。この場合、申込人は銀行所定の方法により銀行に通知するものとします。
- 3. 前 2 項によりこの取引が解約された場合、申込人はただちにローンカードを返却し貸越元利金（損害金を含む）を支払うものとします。

第 13 条（銀行からの相殺）

- 1. この取引による債務を履行しなければならない場合には、その債務と申込人の預金

その他の債権とを、その債務の期限にかかわらずいつでも銀行は相殺することができるものとします。この場合、書面により通知するものとします。

2. 前項の相殺ができる場合には、銀行は事前の通知および所定の手続を省略し、申込人に代わり諸預け金の払戻しを受け、この取引の債務の返済に充当することができるものとします。
3. 前項によって相殺または払戻し充当をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については預金規定等の定めによるものとします。ただし、期限未到来の預金等の利息は期限前解約利率によらず約定利率によるものとし、1年を365日とした日割り計算とします。

第14条（申込入からの相殺）

1. 申込入は、この取引による債務と期限の到来している申込入の銀行に対する預金その他の債権とを、この取引による申込入の債務の支払期が未到来であっても、相殺することができるものとします。
2. 前項によって相殺する場合には、相殺計算を実行する日はこの取引契約書に定める毎月の約定返済日（銀行休業日の場合は翌営業日）とし、この場合、申込入は相殺計算を実行する日の7日前までに銀行へ書面により相殺を通知するものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印してただちに銀行に提出するものとします。
3. 第1項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については預金規定等の定めによります。

第15条（債務の返済等にあてる順序）

1. 銀行から相殺または払戻し充当をする場合に、この取引による債務のほかに銀行に対する他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の理由により、どの債務と相殺にあてるかを指定することができ、申込入はその指定に対し異議を述べないものとします。
2. 申込入から返済または相殺する場合にこの取引による債務のほかに銀行に対する債務があるときは、申込入はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、申込入がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができ、申込入は指定に異議を述べないものとします。
3. 申込入の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の申込入の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保および保証の状況等を考慮して、どの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができるものとします。
4. 第2項の尚書または第3項によって銀行が指定する申込入の債務については、その期限が到来したものとします。

第16条（危険負担、免責条項等）

1. 申込入が銀行に差し入れた契約書等が、事変、災害等やむを得ない事情によって紛失、

滅失、損傷した場合には、銀行の帳簿・伝票等の記録に基づいて債務を弁済します。
なお、銀行からの請求があれば、遅滞なく代り証書等を差し入れるものとします。

2. 当座貸越払戻請求書、諸届その他の書類の署名または暗証を、申込人の届出た署名または暗証に相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引したときは、それらの書類につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害は申込人の負担とし、銀行にはなんらの請求をしないものとします。
3. 銀行の申込人に対する権利の行使、保全に要した費用は、申込人の負担とします。

第 17 条（届出事項）

1. 申込人は、氏名、住所、電話番号、職業、その他届出事項に変更があったときは、ただちに書面により銀行へ届け出るものとします。
2. 申込人は、前項の通知を怠り、銀行からの通知または送付書類等が延着または不到達となっても、銀行が通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議を述べないものとします。但し、やむを得ない事情があるときには、この限りではないものとします。

第 18 条（費用の負担）

この契約に基づく取引に関し、銀行の申込人に対する権利の行使もしくは保全に要した費用は申込人が負担するものとします。

第 19 条（公正証書作成義務）

申込人は、銀行の請求があるときは、ただちにこの契約による債務について、強制執行の認諾がある公正証書を作成するための必要な手続をとるものとします。このために要した費用は申込人が負担するものとします。

第 20 条（成年後見人等の届出）

1. 申込人またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出るものとします。
2. 申込人またはその代理人は、家庭裁判所の審判により任意後見監督人が選任された場合には、直ちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によって届出るものとします。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも前 2 項と同様に届出るものとします。
4. 前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出るものとします。
5. 前 4 項の届出の前に生じた損害については、銀行にはいっさい迷惑をかけないものとします。

第 21 条（報告および調査）

1. 財産、債務、経営、業況、収入等について銀行から請求があったときは、申込人は直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。

2. 財産、債務、経営、業況、収入等について重大な変化を生じたとき、または生じる恐れがあるときは、申込人は銀行からの請求がなくてもただちに報告するものとします。

第 22 条（債権譲渡）

銀行は、申込人に対して有する債権を第三者に譲渡することができるものとします。

第 23 条（準拠法・合意管轄）

1. 本規定および本規定が適用される諸取引の契約準拠法は日本法とします。
2. この契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、銀行本店またはこの取引の属する支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第 24 条（契約の変更）

1. 銀行は、本条に基づき、次に掲げる場合には、規定書の変更をすることにより、変更後の規定書の条項について合意があったものとみなし、個別に申込人と合意することなく契約の内容を変更することができるものとします。
 - ① 規定書の変更が、申込人の一般の利益に適合するとき。
 - ② 規定書の変更が、法令、経済情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 銀行は、前項の規定による規定書の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、規定書を変更する旨および変更後の規定書の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知するものとします。

第 25 条（保証会社への保証債務履行請求）

1. 第 10 条により、申込人に貸越元利金等の返済義務が生じた場合には、銀行は、保証会社に対して貸越元利金等の返済を請求することができるものとします。
2. 保証会社が申込人に代って貸越元利金等を銀行に返済した場合は、申込人は、保証会社に貸越元利金等を返済するものとします。
3. 保証会社の返済が申込人に対して事前に告知・催告なしに行われても、申込人は、異議を申し立てないものとします。

第 26 条（消費者信用団体生命保険）

借入要項において、消費者信用団体生命保険を「あり」とした場合には、申込人は次の通り約定します。

1. 申込人はこの債務の担保として、申込人が希望し銀行が必要と認めたときは、銀行が所定の方法により、銀行を保険金受取人および保険料負担者とし、申込人を被保険者とする消費者信用団体生命保険契約を締結することに同意するものとします。
2. 申込人は前項の保険契約に定める保険事故が発生したときは、速やかに銀行に通知し銀行の指示に従うものとします。
3. 銀行が第 1 項の保険契約にもとづき、保険会社から保険金を受領したときは、受領金相

当額の申込人の貴行に対する債務につき、期限のいかんにかかわらず弁済に充当するものとします。ただし第1項の保険契約に関し、告知義務違反、その他の事由により保険金の支払いが取消された場合には、本項の弁済充当は、これを取消されても異議を述べないものとします。

4. 消費者信用団体生命保険の保険金支払事由に該当した場合、カードローン取引契約は終了となるものとします。なお、保険金支払事由に該当した時に貸越元利金（損害金含む）が零円の場合にもカードローン取引契約は終了となり、消費者信用団体生命保険（死亡、高度障害、ガン保障特約）の保障は終了となるものとします。

以上